

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 寄附の不当な勧誘の防止</p> <p>第一節 配慮義務(第三条)</p> <p>第二節 禁止行為(第四条・第五条)</p> <p>第三節 違反に対する措置等(第六条・第七条)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 寄附の不当な勧誘の防止</p> <p>第一節 配慮義務</p> <p>(削る)</p> <p>第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。</p> <p>一 (同下)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第三条)</p> <p>第二章 寄附の勧誘に関する規制</p> <p>(新設)</p> <p>第一節 禁止行為(第四条・第五条)</p> <p>第二節 違反に対する措置等(第六条・第七条)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務)</p> <p>第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難</p>

二 (同下)

三 (同下)

(削る)

第二節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 (略)

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 (略)

な状態に陥ることがないようにすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 (略)

(借入れ等による資金調達)の要求の禁止)

第五条 (略)

第三節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2| 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3| 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二節 違反に対する措置等

(報告)

第六条 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(勧告及び命令)

第七条 (新設)

2| 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3| 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがができる。

4| 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2| 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがができる。

3| 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第十六条 第七条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十七条 第六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第五条、第二章第二節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。